# すずか//ートフルプラン2029



令和6年4月 鈴鹿市

# 1

## 計画策定の基本的な考え方

## 計画策定の背景と趣旨

本市では、2018(平成 30)年3月に「すずかハートフルプラン」の策定、2021(令和3)年3月には「すずかハートフルプラン」の改定を行い、「鈴鹿市総合計画2023」において目指すべき都市の状態として掲げた「地域で障がい者が夢や生きがいを持って暮らしていること」の実現に向け、計画的に障がい者施策を推進してきました。

この間、本市では2019(平成31)年4月に鈴鹿市手話言語条例を施行し、手話に対する理解及びその普及を図ることとしたほか、国においては、2018(平成30)年以降、障害者総合支援法や児童福祉法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法を改正する一方、読書バリアフリー法、聴覚障害者電話利用円滑化法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい者施策の充実と多様化が進んでいます。

こうした障がい者を取り巻く状況の変化、関連する計画や法令との整合、障がいのある人と その家族が抱えるニーズ等を踏まえ、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、 「すずかハートフルプラン2029」を策定しました。

## 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法に基づく「第4期鈴鹿市障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第7期鈴鹿市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第3期鈴鹿市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、「鈴鹿市総合計画2031」や「第3期 鈴鹿市地域福祉計画」をはじめとする様々な推進 プラン、さらには国の「障害者基本計画」、三重県 の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等の内 容を踏まえて策定しました。

#### すずかハートフルプラン2029 第4期鈴鹿市障害者計画 障害者 障がいのある人のための施策 基本法 全般に関する計画 第7期鈴鹿市障害福祉計画 障害者 障害福祉サービス、相談支援 総合 及び地域生活支援などの提供 支援法 体制の確保に関する計画 第3期鈴鹿市障害児福祉計画 通所支援又は障害児相談支援 児童 などの提供体制の確保に関す 福祉法 る計画

## 計画の期間



# 2 障害者計画

本計画では、基本目標を「鈴鹿市総合計画2031」において「みんなの目標」として掲げる「障がい者が安心して生活できる環境が整っている。」の実現とし、その実現に向けて5つの重点施策を推進し、達成するべき成果指標を設定します。

## 計画の基本目標・重点施策

# 「障がい者が安心して生活できる 環境が整っている。」の実現



## 1 心の通う社会の形成

- (1)啓発・広報活動の推進
- (2)福祉教育の推進
- (3)文化・スポーツ活動、社会活動 への参加の促進
- (4)ボランティア活動等の促進

## 3 保育・教育の推進

- (1)保育・就学前教育の推進
- (2)学校教育の推進

## 5 就労・雇用の促進

- (1)雇用の確保と拡大
- (2)福祉的就労の場の確保

## 成果指標①

障がい福祉サービスの延べ利用者数 (年間)

現状値(2022年度)	目標値(2027年度)
24, 440 人	25,500人

## 2 保健・医療の充実

- (1)障がいの早期発見、早期治療体制の充実
- (2)医療サービスの充実

## 4 地域生活の支援

- (1)総合的な福祉のまちづくりの 推進
- (2)移動支援の充実
- (3)住宅整備の推進
- (4)防犯・防災体制の整備
- (5)福祉サービスの充実
- (6)権利擁護の促進
- (7)相談体制及び情報提供の充実

## 成果指標②

法定雇用率適用企業に雇用されている 同がい者数

現状値(2022年度)	目標値(2027年度)
389 人	450 人

## <sub>重点施策</sub>1 心の通う社会の形成

障がいの有無にかかわらず、支えあって生活できる「地域共生社会」の実現を目指します。

- (1) 啓発・広報活動の推進
  - ①障がいについての理解の促進
  - ②障がいや福祉に関する情報発信
- (2)福祉教育の推進
  - ①福祉の心育成のための活動
- (3) 文化・スポーツ活動、社会活動への参加の促進
  - ①文化活動参加への支援
- ②スポーツ・レクリエーションの促進
- ③選挙における配慮
- ④社会参加を促進する環境の充実
- (4) ボランティア活動等の促進
  - ①ボランティア活動の促進
- ②地域福祉活動の活性化



## 重点施策2 保健・医療の充実

国の福祉施策に対応し、保健・医療サービスの提供体制を個人の状況に応じて整備します。

- (1)障がいの早期発見、早期治療体制の充実①障がいの発生予防・早期発見
- (2) 医療サービスの充実
  - ①医療体制の整備



## <sub>重点施策</sub>3 保育・教育の推進

- 一人ひとりの発達状況に合わせた途切れのない保育・教育を充実します。
  - (1)保育・就学前教育の推進
    - ①早期療育の充実
  - (2)学校教育の推進
    - ①相談・指導体制の整備
- ②一人ひとりに合った支援の推進



## 重点施策 4 地域生活の支援

国の福祉施策に対応し、サービスの充実や地域の見守り体制の確立により、地域における 障がいのある人の自立した生活を支援します。

- (1)総合的な福祉のまちづくりの推進
  - ①三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく施設 等のバリアフリー化の推進
  - ②歩行空間の整備
  - ③都市計画事業等による取組
- (2)移動支援の充実
  - ①移動支援策の充実
- ②公共交通機関等の利便性の確保
- (3) 住宅整備の推進
  - ①公営住宅・民間住宅の整備 ②居住支援サービスの充実
- (4) 防犯・防災体制の整備
  - ①防犯体制の確立
- ②防災体制の確立
- (5)福祉サービスの充実
  - ①障害福祉サービスの充実
  - ②地域生活支援事業による生活支援サービスの充実
  - ③障害児通所支援の充実
- (6)権利擁護の促進
  - ①虐待防止

②総合的な権利擁護体制の整備



①相談体制の充実

②情報提供の充実



#### 就労・雇用の促進 重点施策 5

自立支援や生きがいにもつながるような就労支援サービスの充実を図ります。

- (1)雇用の確保と拡大
  - ①障がい者雇用促進のための体制整備
- (2)福祉的就労の場の確保
  - ①福祉的就労の促進





## 3 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 (令和5年5月19日厚生労働大臣告示)に即して、障害(児)福祉サービス等の見込量及び 成果目標を設定します。

## 2024(令和6)年度~2026(令和8)年度 障害(児)福祉サービス等の見込量

○ 障害福祉サービス

以下の障害福祉サービスの見込量を定めます。

訪問系	日中活動系		居住系	相談支援
▶居宅介護	▶生活介護	▶就労継続支援	▶自立生活援助	▶計画相談支援
<b>▶</b> 重度訪問介護	▶自立訓練(機能・	(A型・B型)	▶共同生活援助	▶地域移行支援
▶同行援護	生活)	▶就労定着支援	▶施設入所支援	▶地域定着支援
▶行動援護	▶就労選択支援	▶療養介護		
▶重度障害者等	【新規】	▶短期入所(福祉		
包括支援	▶就労移行支援	型・医療型)		

#### ○ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立して生活できるよう、地域の特性や障がいの特性等に合わせて実施する事業です。以下の事業の実施・利用見込みを定めます。

#### 必須事業 ▶理解促進研修・啓発事業 ▶福祉ホーム事業 ▶訪問入浴サービス事業 ▶自発的活動支援事業 ▶相談支援事業 ▶日中一時支援事業 ▶成年後見制度利用支援事業 ▶居室確保事業 ▶意思疎通支援事業 ▶社会参加促進事業 ▶日常生活用具給付等事業 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ▶手話奉仕員養成研修事業 視覚障害者歩行訓練事業 自立訓練用装具着用訓練費助成 ▶移動支援事業 知的障害者職親委託事業

○ 障害児通所支援等

以下の障害児通所支援等のサービスの見込量を定めます。

障害」	障害児相談支援	
▶児童発達支援	▶保育所等訪問支援	▶障害児相談支援
▶放課後等デイサービス	▶居宅訪問型児童発達支援	

## 2026 (令和8) 年度の成果目標 (第7期鈴鹿市障害福祉計画)

## ○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	説明
2026(令和8)年度までに地域生活へ移行	10 人	2022(令和4)年度末入所者数(157人)の6%以上が移   行
2026(令和8)年度末時点施設入所者数	149 人	2022(令和 4)年度末入所者数(157 人)から 5%削減

#### ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	説明
鈴鹿市障害者地域自立支援協 議会精神保健担当者連絡会	年3回 の開催	保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
鈴鹿市地域包括在宅医療ケア   システム運営委員会	年3回 の開催	保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

## ○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標	説明
地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実	拠点等の確 保及び機能 の充実	地域生活支援拠点等を各市町村に整備するとともに、コーディネーターの配置など、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討
強度行動障害を有する者への 支援体制【新規】	支援体制を 確保	各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備

## ○ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	説明
2026 (令和 8) 年度の一般就労 移行者数	45 人	2021 (令和3) 年移行者数35人の1.28倍
【就労移行支援事業】の 2026(令和8)年度の一般就労 移行者数	16人	【就労移行支援事業】2021(令和 3)年度移行者数 12 人の 1.31 倍
【就労継続支援 A 型事業】の 2026(令和 8)年度の一般就労 移行者数	19 人	【就労継続支援 A 型事業】2021(令和 3)年度移行者数 14 人の 1.29 倍
【就労継続支援 B 型事業】の 2026(令和 8)年度の一般就労 移行者数	12人	【就労継続支援 B 型事業】2021(令和 3)年度移行者数 9 人の 1.28 倍
一般就労へ移行した支援事業所数【新規】	2事業所	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行 した者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合 5 割以上 2021(令和 3)年度就労移行支援事業所数 3 事業所
就労定着支援事業の利用者数	27 人	2021(令和 3)年度実績 19 人の 1.41 倍以上
就労定着率一定割合以上の就 労定着支援事業所数	1事業所	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所の割合 2 割 5 分以上 2021(令和 3)年度就労定着支援事業所 1 事業所

## ○ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	説明
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支 援センター の設置	各市町村において、基幹相談支援センターを設置
地域サービス基盤の開発・改善 等【新規】		協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス 基盤の開発・改善等

#### ○ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標	説明
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		サービスの質の向上のための体制を構築

## 2026 (令和8)年度の成果目標(第3期鈴鹿市障害児福祉計画)

○障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標	説明	
児童発達支援センターの設置	1か所以上	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2026(令和8)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	
障がい児の地域社会への参加・ 包容の (インクルージョン) 推 進体制の構築	体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン) 推進体制を構築	
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所・放課後等 デイサービス事業所の確保	1か所以上		
医療的ケア児支援の協議の場 の確保	協議の場 の確保		
医療的ケア児等に関するコー ディネーターの配置	1人		

# 4

## 計画の推進方法

- ●障がいのある人をはじめとする様々な関係者からなる鈴鹿市障害者施策推進協議会において、定期的に施策の推進に向けた検討を進めます。
- ●公共施設、公園、交通施設、スポーツ施設、住宅をはじめとする生活環境基盤は、財政状況と整合性を図りながら、整備に取り組んでいきます。
- ●国や県、周辺市町との連携を図ります。
- ●地域における各種関係団体、民間企業との連携を図ります。
- ●障害者計画における成果指標は、総合計画の進行管理の中で継続的に評価を実施します。また、 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画における取組や数値目標、サービス見込量については、達成状況を庁内関係各課、また鈴鹿市障害者地域自立支援協議会等との連携のもとで評価、見直しを行い、必要な対策等を継続的に実施します。

#### すずかハートフルプラン2029 【概要版】

(発行日):令和6年3月

(発行):鈴鹿市

(編集):健康福祉部 障がい福祉課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号電 話: 059-382-7626 FAX: 059-382-7607 E-mail: shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp U R L: https://www.city.suzuka.lg.jp/